

船舶事故等調査報告書

平成24年11月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012長第58号
事故等種類	運航不能（燃料不足）
発生日時	平成24年6月23日（土） 13時10分ごろ
発生場所	佐賀県唐津市神集島 ^{かしわ} 北方沖 唐津市所在の神集島港宮埼灯台から真方位032°600m付近 （概位 北緯33°32.6′ 東経129°58.1′）
事故等調査の経過	平成24年7月30日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	モーターボート いそかぜ、5トン未満
船舶番号、船舶所有者等	290-18537佐賀、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士
死傷者等	なし
損傷	なし
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、2人を乗せ、神集島北方沖を航行中、平成24年6月23日13時10分ごろ、燃料が不足して主機が停止し、航行不能になった。 本船は、海上保安部に救助を要請し、来援した巡視艇から燃料を補給されたのち、自力航行して定係港に戻った。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 1 海象：海上 平穏
その他の事項	船長は、本船を操船するのが初めてであり、前日の残油量があれば大丈夫と思い、出港時、燃料油量を点検していなかった。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	あり
気象・海象の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、神集島北方沖を航行中、船長が出港時に燃料油量を点検していなかったことから、燃料が不足して主機への供給が途絶え、主機が停止して運航不能になったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が神集島北方沖を航行中、船長が出港時に燃料油量を点検していなかったため、燃料が不足して主機への供給が途絶え、主機が停止したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・出港時には、必要量以上の燃料油を保有していることを確認する

	こと。
--	-----